

入札公告【総合評価落札方式】
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年7月16日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局 木曽川下流河川事務所長 浅野 和広

1 業務の概要

(1) 業務名 平成21年度 木曽三川公園（仮称）大江緑道基本計画策定業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、国営木曽三川公園河口地区の拠点整備として、(仮称)大江緑道の基本計画及び基本設計の策定するものである。また、(仮称)鵜戸川及び東海広場基本構想の策定を実施するものである。

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- ・(仮称)大江緑道地区基本計画の補足検討
- ・(仮称)大江緑道基本設計の策定
- ・(仮称)鵜戸川及び東海広場基本構想の策定

(3) 履行期限 平成22年2月26日

(4) 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

(5) 入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価入札方式で実施するものである。

競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）を提出する際に見積書の提出を求めるものとする。

本手続きは、競争参加資格確認申請書等の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも競争参加資格確認申請書及び技術提案書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

2) 設計共同体

1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成21年7月16日付中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長から平成21年度 木曽三川公園（仮称）大江緑道基本計画策定業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

(2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、中部地方整備局管内に技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：国営公園の基本設計又は基本計画に関する業務

類似業務：大規模公園、都市基幹公園の基本設計又は基本計画に関する業務

※ 「国営公園」とは、都市公園法第2条第1項第2号に規定される都市公園をいう。

※ 「大規模公園」とは、都市公園法第2条第1項第1号に規定される都市公園であ

って、同法施行令（昭和 31 年 9 月 11 日政令第 290 号）第 2 条第 4 号において「一の市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの」と規定される都市公園をいう。

※ 「都市基幹公園」とは、都市公園法第 2 条第 1 項第 1 号に規定される都市公園であって、同法施行令（昭和 31 年 9 月 11 日政令第 290 号）第 2 条第 4 号において「主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの」と規定される都市公園をいう。

（4）配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

技術士（総合技術監理部門または建設部門）、土木学会が認定した特別上級技術者（流域・都市）、上級技術者（流域・都市）、1 級技術者（流域・都市）、R C C M（都市及び地方計画又は造園）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の 20 年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

（5）配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、同種又は類似業務において 1 件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：国営公園の基本設計又は基本計画に関する業務

類似業務：大規模公園、都市基幹公園の基本設計又は基本計画に関する業務

※ 「国営公園」とは、都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号に規定される都市公園をいう。

※ 「大規模公園」とは、都市公園法第 2 条第 1 項第 1 号に規定される都市公園であって、同法施行令（昭和 31 年 9 月 11 日政令第 290 号）第 2 条第 4 号において「一の市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、

「休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの」と規定される都市公園をいう。

※ 「都市基幹公園」とは、都市公園法第2条第1項第1号に規定される都市公園であって、同法施行令（昭和31年9月11日政令第290号）第2条第4号において「主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの」と規定される都市公園をいう。

(6) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関し以下の要件を満足すること。

管理技術者、照査技術者及び担当技術者としての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者

なお、全て手持ち業務とは管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

(7) 技術提案書に関する要件

入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制
- ③特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

1) (仮称) 大江緑道基本計画策定のための実施手法に対する提案

(8) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一つの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書に記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ①技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

- ①技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1) 基本事項評価（企業）
- 2) 基本事項評価（技術者）
- 3) 技術提案書

②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格点の配分点は30点とする。

（2）技術提案書の評価基準等

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- ① 基本事項評価（企業）

業務実績、業務成績、業務拠点、企業信頼度（指名停止等の措置）

- ② 基本事項評価（技術者）

業務実績、業務成績、技術者信頼度（優良表彰の有無）

- ③ 技術提案書

実施方針、業務実施体制、特定テーマに対する技術提案

※①の項目で最大15点、②の項目で最大15点、③の項目で最大30点を加算点とする。

（3）落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、

3 (1) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

②上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

4 入札手続等

（1）担当部局

〒511-0002 三重県桑名市大字福島465

国土交通省 中部地方整備局 木曽川下流河川事務所 経理課 契約指導係

電話：0594-24-5712 FAX：0594-22-4621

メールアドレス：keikaryu@cbr.mlit.go.jp

（2）入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成21年7月16から平成21年8月25までの期間、「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウ

ンロードすることにより交付する。

H P アドレス : <http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、掲示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、技術資料作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4（1）の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

（3）競争参加資格確認申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等を提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

- ・提出期間：平成21年7月17日から平成21年7月31までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。
- ・提出先：4（1）と同じ。

（4）入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

平成21年8月24日10時00分から平成21年8月25日16時00分まで。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により中部地方整備局木曽川下流河川事務所入札室まで持参すること。

③開札の日時

開札は、平成21年8月26日13時30分に中部地方整備局木曽川下流河川事務所入札室にて行う。

5 その他

（1）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

- ①入札保証金 免除
- ②契約保証金 免除

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）落札者の決定方法

3 (3) に記したとおりとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 4 (1) に同じ。

(8) 競争参加資格確認申請書等に対する留意事項

競争参加資格確認申請書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(9) 詳細については、入札説明書による。